

2005年度事業報告書

特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

I. 事業期間

2005年4月1日～2006年3月31日

II. 事業の成果

犯罪・事故・災害等の被害者やその家族・遺族に対し、精神的なケアや情報提供を目的としてこれまで通り電話相談活動を行った。また、大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会の協力を得、毎月第3木曜日に電話相談の中で弁護士による法律相談を行った。

年々充実を図ってきた直接支援事業では、電話相談や関係機関からの紹介を通して依頼のあつた被害者の通院や検察・裁判所等への付き添い等同行サービス、裁判の傍聴支援や代理傍聴、定期的な生活支援等に取り組んだ。また、直接支援事業として4回目の追悼会を実施し、被害者やその遺族と支援者がともにつくる会となった。「年に1度、こうしてゆっくりと故人を想い涙する時間として定着してきた」「被害者と支援者の交流の場を増やしてはどうか」との声があった。

被害者の自助グループに対し、毎月1回の例会の運営やファシリテーターとしての役割を担いサポートしている。

被害者支援の必要性を広く一般に訴える啓発活動事業として、被害者支援シンポジウムや公開講演会を実施した。被害者支援シンポジウムは、大阪府被害者支援会議の後援を受け基調講演とパネルディスカッションを行った。特に基調講演では地下鉄サリン事件被害者遺族の高橋シズエ氏を講師に迎え、参加者は被害者のおかれている厳しい現状や支援の必要性を実感し、今後の課題とともに考える機会となった。また、啓発活動事業の一環として、関係機関等への講師派遣を適宜行った。

ネットワーク構築事業として、他団体主催の研究会やシンポジウムに積極的に参加した。「全国犯罪被害者の会（関西集会）」の例会にもオブザーバーとして参加を続けている。加盟している全国被害者支援ネットワークとも連携を密にし、各地被害者支援団体とも協力体制を深めた。

センターの広報活動として、ニュースレターを発行した。また「犯罪被害者等基本法」の成立・施行を受けて、小冊子『「犯罪被害にあう」ということ～あなたに知ってほしいこと、あなたでないこと～』の改訂版を発行し希望者に配布した。

その他の事業としては、支援者養成事業としてセンターの支援活動員やインターーンを対象に月2回のペースでケース検討や知識編研修を重ねた。直接支援員を対象に直接支援研修を実施しさらなる資質向上に努めた。また、新たな支援活動員の担い手を養成するため11月から12月にかけて被害者支援員養成講座を実施した。2006年度からは第8期インターーン生として2名が新たに加わる。2005年度被害者支援員数はインターーン生6名を含め33名。また支援活動員の他、事務局2名が実務を行った。

設立から10年が経ち、社会情勢の変化や求められる支援の多様化等から、センターの支援者養成事業に関する様々な研修やプログラムについて見直し、新たなカリキュラムを作成した。2006年4月より実施し、支援者の養成及び資質向上に努める。

III. 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

- (1) 犯罪・事故・災害等の被害者の電話相談
内 容 犯罪・事故・災害等の被害者やその遺族の精神的なケアや情報提供のため、電話での相談を受け付けた。毎月第3木曜日に弁護士による法律相談を実施した。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

実施日時 祝日を除く月曜から金曜日 午前10時から午後4時

事業の対象者 犯罪・事故・災害等の被害者やその遺族。月別の相談件数に関しては別表参照

收支	入 0	出 712,466 円
----	-----	-------------

(2) 犯罪・事故・災害等の被害者の同行等直接支援

- 内 容 被害者の通院や検察・裁判所等への同行サービスや、裁判での精神的なサポートを目的とした支援傍聴や代理傍聴、生活支援等を行った。また、犯罪・事故等で亡くなった被害者を偲ぶ追悼会を開催した。

收支	入 19,000 円	出 306,898 円
----	------------	-------------

それぞれの活動内容・実施場所・実施日時・事業の対象者については下記の通り。

① 通院等への同行サービス・生活支援

- 内 容 電話相談や関係機関を通じて同行等の依頼があり、被害者の通院や検察・裁判所等への同行サービス、及び定期的な電話連絡等の生活支援を行った。

実施場所 依頼者の要望する場所へ出向き、あるいは電話連絡を行った。

実施日時 日程については別表参照

事業の対象者 同行サービス等を希望した人。

② 傍聴支援

- 内 容 電話相談や関係機関を通じて依頼のあった裁判に、精神的なサポートを目的として傍聴に出向いた。

実施場所 大阪地裁等

実施日時 日程については別表参照

事業の対象者 支援傍聴を希望した人。

③ 代理傍聴

- 内 容 電話相談や関係機関を通じて依頼のあった裁判で、被害者及び家族・遺族に代わって傍聴し、後日詳細を報告書として提出した。

実施場所 大阪地裁等

実施日時 日程については別表参照

事業の対象者 代理傍聴を希望した人。

④ 追悼会

内 容 犯罪や事故等で家族を亡くした遺族とともに、被害者を偲ぶための追悼会を行った。弦楽四重奏団による演奏とともに、亡くなつた被害者の名前を読み上げ、献花を行い、心静かにゆっくりと故人を偲ぶ時間を共にした。

実施場所 大阪YWCA 3階ホール

実施日時 2005年4月16日（土）14:00～17:00

事業の対象者 犯罪や事故等で家族を亡くした遺族。日頃交流のある被害者の会に所属する被害者や、各支援センター、報道関係者に対し案内状を送付した。

(3) 被害者の自助グループに対する支援

内 容 被害からの精神的回復を目的とした被害者の自助グループに対し会場を提供し、会のファシリテーターの役割を担い運営をサポートした。

実施場所 大阪市北区神山町11-12 大阪YWCA

実施日時 原則として毎月1回開催。別表参照

事業の対象者 犯罪・事故等の被害者及び遺族

収 入	10,200円
支 出	70,709円

(4) 被害者支援の必要性を社会に訴える啓発活動

内 容 被害者支援活動の必要性を広く一般に訴えるために、被害者支援シンポジウムや公開講演会を開催した。

収 入	90,700円
支 出	412,144円

それぞれの活動内容・実施場所・実施日時・事業の対象者については下記の通り。

① 公開講演会「虐待が子どもに与える心理的影响とそのケア」

内 容 毎日のように報道される“子どもへの虐待”という脳の痛む事件。愛され守られる存在である子どもたちのおかれている現状を思うとき、周りにいる私たちにどのようなことができるのか。虐待の専門家である西澤哲氏を講師に迎え、虐待がもたらす心理的影响やそのケアについて講演会を行った。2004年度にも同講師で講演会を行ったが多くの反響があり、今回はさらに内容を深めての開催となった。

実施場所 大阪大学中之島センター 10階ホール

実施日時 2005年7月9日（土）14:00～16:30

事業の対象者 広く一般に参加を呼びかけた。参加者数等は別表参照

② 被害者支援シンポジウム

「被害者支援～あなたに知つてほしいこと、あなたにできること～」

内 容 被害者のおかれている厳しい現状を知り、被害回復のために同じ社

会に生きる者として何ができるのか、より広く被害者支援への理解を深めるため開催した。第1部では地下鉄サリン事件被害者遺族の高橋シズエ氏を講師に迎え、「被害者になってわかったこと」と題して基調講演を行った。第2部では「被害者支援～あなたに知つてほしいこと、あなたにできること～」として大阪府警察、大阪弁護士会等関係機関からのパネリストを加えてパネルディスカッションを行った。

実施場所 クレオ大阪西 1階ホール

実施日時 2005年10月8日(土) 14:00~16:30

事業の対象者 事業の対象者 平たく一般に参加を呼びかけた。参加者数等は別表参照

(3) 関係機関等への講師派遣

内 容 被害者支援活動の周知を図るため、関係機関等からの要請に応じセンターの支援活動員を講師として適宜派遣した。

実施場所 要請に応じて派遣した。

実施日時 日程については別表参照
事業の対象者 関係機関及び平たく一般

(5) 被害者支援のためのネットワーク構築

内 容 被害者支援活動の充実を目指し、警察や弁護士会等関係機関との連携を図り、会議や研究会等に積極的に参加した。また、全国被害者支援ネットワーク加盟団体とも協力を深め、各支援センターとの連携を深めた。

収支	入 0	出 194,377円
----	-----	------------

それぞれの活動内容は下記の通り。

① 警察・弁護士会等関係団体との連携推進

内 容 大阪府警察主催の被害者支援会議に参加。その他関係団体主催のシンポジウムや研究会にも積極的に参加した。全国犯罪被害者の会(関西集会)の例会にもオブザーバーとして参加した。

実施場所・実施日時は別表参照

② 全国被害者支援ネットワークとの連携

内 容 全国被害者支援ネットワーク及び加盟団体と連携し、協力体制を深めた。ネットワーク主催シンポジウムや記念大会等への参加協力や、理事会や各委員会への参加を行った。

実施場所・実施日時は別表参照

(6) 広報活動及び機関誌・報告書発行事業

内 容 被害者支援活動の必要性や、センターの活動を広く一般に理解を図るため、年2回のニュースレターの発行(第6号、7号)を行った。また、センターのホームページをその都度更新し情報を提供した。「犯罪被害者等基本

法」の成立・施行を受けて、小冊子『「犯罪被害にあう」ということ～あなたに知つてほしいこと、あなたにできること～』の改訂版を発行し、希望者に配布した。2005年度内に予定していたセンターのPR冊子作成は、移転計画の本格化により2006年度内での作成に変更となつた。

収入 0
支出 出 511,617円

それぞれの活動内容は下記の通り。

① ニュースレターの発行

内 容 年2回ニュースレターを発行した。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

実施日時 2005年6月、2005年12月

事業の対象者 賛助会員、関係団体、関係者、講座参加者ほか広く一般に配布。

② ホームページの公開

内 容 センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知を図ることを目的としてホームページを公開した。電話相談等支援活動の案内や講座・講演会の告知、被害にあつた際の心のケアについて掲載した。また、他の関係機関の紹介も行っている。(http://www.h6.dion.ne.jp/~ovsac/)

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

実施日時 隨時

事業の対象者 被害者や被害者遺族及び広く一般

③ 小冊子改訂版の発行

内 容 『「犯罪被害にあう」ということ～あなたに知つてほしいこと、あなたにできること～』の改訂版を発行し希望者に配布した。2004年度に発行したこの小冊子は反響が大きく、第2刷も行っている。関係機関からの依頼も多く、支援者養成のテキストとしても使用されている。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

実施日時 2005年10月1日発行

事業の対象者 被害者・被害者遺族及び広く一般

2. その他の事業

(1) 支援者養成

内 容 電話相談活動や直接的支援活動等、センターの行う被害者支援活動の充実と資質向上のため、当センターの支援活動員を対象に月1～2回の研修を行つた。また、直接的支援に関する直接支援員を対象に直接支援研修を行つた。新たな支援活動員の担い手を養成するため、支援活動員養成講座を行つた。また専門家を迎えてセミナー、研修会を行つた。研修の一環として、全国被害者支援ネットワーク主催のフォーラムや研修会への参加を補助した。

収入 0

支出 1,074,948 円

それぞれの実施場所・実施日時・事業の対象者については下記の通り。

① 支援活動員及びインター生のための研修およびスーパービジョン
内 容 研修は支援活動員を対象とした継続研修・インター生のためのイ

ンターン研修をそれぞれ月 1 回程度実施し、この他に合同で行う知識編研修と一泊研修を行った。詳しい内容・実施日時等については別表参照。

専門家を迎えてのケースアセスメントやスーパービジョンを行い、支援活動員が活動の中で二次受傷により疲弊しないようケアするとともに、被害者支援に関する自身をありかえる時を持った。スーパービジョン実施日時は 2006 年 2 月 27 日、2 月 28 日。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

② 直接支援研修
内 容 事業の対象者 センターの支援活動員及びインター生

直接的支援に関わる直接支援員を対象に、ケース検討等の研修を行った。また、支援活動員・インターを対象に直接支援研修【初級編】を行い、直接的支援に関する基本的な事項を学んだ。詳しい内容・実施日時等は別表参照。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA 等

③ 支援活動員の募集及び養成
内 容 事業の対象者 センターの直接支援員、支援活動員及びインター生

支援活動員の募集及び養成
内 容 センターの被害者支援活動を継続していくため、「2005 年度被害者支援員養成講座」を行い新たな被害者支援活動の担い手を養成した。広く一般に公募し、一定の講習の後に選考を行い、ふさわしいと認めた者をインターとして認定した。選考の結果、2 名をインターとして認定した。詳しい内容・実施日時等は別表参照。

実施場所 大阪市北区神山町 11-12 大阪YWCA

事業の対象者 センターの被害者支援活動の趣旨に同意し、ボランティアとして活動に積極的に参加できる人
④ 全国被害者支援ネットワーク主催フォーラム・研修への参加派遣
内 容 全国被害者支援ネットワーク主催の被害者支援フォーラムや、年 2 回秋期・春期に開催される全国研修会に当センターの支援活動員を派遣した。詳しい内容・実施日時等は別表参照。

IV. 定期総会の開催状況

名 称	第 4 回定期総会
日 時	2005 年 5 月 14 日 (土) 13:00~14:00
所 場	吹田市古江台 3-9-3 大阪YWCA シャロン千里
社 員 総 数	38 名

出席者数 36名（うち委任状9）、欠席2名、陪席1名（事務局）
議案の内容 (1) 2004年度事業報告

(2) 2004年度収支決算報告

(3) 2004年度監査報告

(4) 早期援助団体申請について

(5) 理事の選任

(6) 諸報告

審議結果

- (1) 2004年度事業として、次の活動を行ったことが説明された。特定非営利に係る事業として、①被害者の電話相談事業 ②被害者の同行等直接支援事業 ③被害者の自助グループに対する支援事業 ④被害者支援の必要性を社会に訴える啓発活動事業 ⑤ネットワーク構築事業 ⑥広報活動事業、その他の事業として支援者養成事業。
- (2) 2004年度の決算については「特定非営利に係る事業」と「その他の事業」それぞれについて収支計算書・貸借対照表・財産目録の説明がなされた。
- (3) 2004年度の業務執行状況、財産管理状況など適正に処理されているとの監査結果が報告された。
- (4) 支援の現場ではより直接的な支援が求められつつあることから、「犯罪被害者等基本法」の成立を受け、さらなる被害者支援の充実と、府内のどこにいても誰もが等しく支援を受けることができるることを目指すために、犯罪被害者等早期援助団体の指定に向けて準備を進めていくことが提案された。
- (5) 理事の任期満了につきその改選を諮り、以下の通り理事が選任された。被選任者はいずれもその就任を承諾した。
- | | |
|--------------|--------------|
| 理事 堀河 昌子（重任） | 理事 杉本 吉史（重任） |
| 理事 大川 哲次（新任） | 理事 辻 加代（重任） |
| 理事 岡本 美紀（新任） | 理事 西澤 哲（重任） |
| 理事 梶谷 健二（新任） | 理事 福井みどり（新任） |
| 理事 岸田 忠之（新任） | 理事 三木 善彦（重任） |
| 理事 楠本 節子（重任） | 監事 小原美代子（重任） |
| 理事 鹿野 幸枝（重任） | 監事 川崎 一代（新任） |
- (6) 上記の項目について説明がなされた後、全員一致で承認された。

V. 理事会その他の役員会の開催状況

1. 2005年度第1回理事会

名 称 2005年度第1回理事会

日 時 2005年5月6日 18:00～20:00

場 所 吹田市古江台3-9-3 大阪YWCAシャロン千里

議案の内容 (1) 2004年度事業報告

(2) 2004年度収支決算報告

(3) 2004年度監査報告

2006 年度 事業計画

I. 特定非営利活動に係る事業

1. 電話相談事業

- (1) 電話相談事業を継続して行う。
- (2) 毎月第3木曜日、法律相談を受ける。大阪弁護士会の協力により弁護士が1名入室。

2. 同行等直接支援事業

- (1) 電話相談を通じて依頼があった場合、又は関係機関からの依頼があった場合の通院、取材、裁判検察等への同行サービスや代理傍聴を継続して行う。
- (2) 支援傍聬を継続して行う。
- (3) 被害者のための追悼会を実施する。

日程案：2006年4月15日（土） 会場：大阪YWCA本館3階ホール

3. 自助グループに対する支援事業

- (1) 每月1回行われる自助グループ「ippo（いっぽ）」に会場を提供するなど事務運営の面からサポートを行うとともに、ファシリテーター役を担い自助グループの運営をサポートする。
- (2) 自助グループを必要としている人に情報が届くよう適切な広報に努める。

4. 啓発活動事業

- (1) より広く一般に被害者支援の必要性を訴えるため、被害者支援セミナーを2005年秋に実施する。
- (2) センター設立10周年を記念し、10周年記念シンポジウムを2006年6月に実施する。
- (3) 関係機関からの要請により講師派遣を適宜行う。

5. ネットワーク構築事業

- (1) 全国被害者支援ネットワークと連携し活動を展開する。
- (2) 大阪府警察・大阪府被害者支援会議・大阪弁護士会・大阪臨床心理士会等関係団体との連携を深める。

6. 広報事業

- (1) ニュースレターを年に1回（春）発行する。
- (2) センターの活動記録を収めた10周年記念誌を発行する。
- (3) 電話相談、同行サービス等を行っていることをより広く一般に知つてもらうために、リーフレット等を有効に配布する。また、新たに名刺大のカードを作成し広く一般に配布する。
- (4) 直接的支援に関する小冊子を発行する。
- (5) 賛助会員や寄付を募るために、センターの活動をアピールするPR誌を作成し配布する。

II. その他の活動

1. 支援者養成事業

- (1) 被害者支援員養成講座を実施する。
- (2) 支援活動員の資質向上を目指し、支援者養成事業インターン研修、支援活動員研修、知識編研修を実施する。また、専門家によるアセスメントやスーパービジョンを実施。
- (3) 全国被害者支援ネットワーク主催全国研修など、外部研修等への参加を行う。

2. 早期援助団体の指定に向けて

- (1) 早期援助団体指定を目指し、犯罪被害相談員確保の準備を進める
- (2) 早期援助団体指定を目指し、新たな活動拠点を確保する。

- (4) 任期満了における役員選出の提案
- (5) 運営委員会委員長の任命
- (6) 犯罪被害相談員確保のための非常勤スタッフ雇用について
- (5) 諸報告

審議結果 上記の各議案について理事全員の承認を得た。

2. 2005年度第2回理事会

名	称	2005年度第2回理事会
日	時	2005年6月29日 18:00~20:00
場	所	吹田市古江台3-9-3 大阪YWCAシャロン千里
議案の内容		(1) 代表理事・副代表理事の選任 (2) 2005年度事業計画の確認 (3) 諸報告

審議結果 (1) の議案について以下の通り理事全員の承認を得た。

代表理事 堀河昌子

副代表理事 楠本節子、鹿野幸枝、杉本吉史

(2) の議案について理事全員で確認した。

3. 2005年度第3回理事会

名	称	2005年度第3回理事会
日	時	2006年1月31日 18:00~20:00
場	所	大阪市北区神山町11-12 大阪YWCA
議案の内容		(1) 2005年度決算見通し及び補正予算について (2) 2006年度事業計画案及び予算案について (3) センター移転案について (4) 全国被害者支援ネットワークより「関西事務所」打診について (5) 諸報告

審議結果 (1) の議案について協議し理事全員の承認を得、補正予算が可決された。

(2) の議案について協議し理事全員の承認を得、全員一致で承認された。その他、各議案について理事全員の承認を得、原案通り可決された。

VI. 運営委員会の開催状況

名	称	2005年度運営委員会
日	時	毎月一回開催。詳しくは別紙参照
場	所	吹田市古江台3-9-3 大阪YWCAシャロン千里
議案の内容		運営委員会記録を参照
審議結果		運営委員会記録を参照

2006 年度 事業計画

I. 特定非営利活動に係る事業

1. 電話相談事業

(1) 電話相談事業を継続して行う。

(2) 毎月第3木曜日、法律相談を受ける。大阪弁護士会の協力により弁護士が1名入室。

2. 同行等直接支援事業

(1) 電話相談を通じて依頼があった場合、又は関係機関からの依頼があった場合の通院、取材、裁判

検察等への同行サービスや代理傍聴を継続して行う。

(2) 支援傍聴を継続して行う。

(3) 被害者のための追悼会を実施する。

日程案：2006年4月15日（土） 会場：大阪YWCA本館3階ホール

3. 自助グループに対する支援事業

(1) 每月1回行われる自助グループ「ippo（いっぽ）」に会場を提供するなど事務運営の面からサポートを行うとともに、ファシリテーター役を担い自助グループの運営をサポートする。

(2) 自助グループを必要としている人に情報が届くよう適切な広報に努める。

4. 啓発活動事業

(1) より広く一般に被害者支援の必要性を訴えるため、被害者支援セミナーを2005年秋に実施する。

(2) センター設立10周年を記念し、10周年記念シンポジウムを2006年6月に実施する。

(3) 関係機関からの要請により講師派遣を適宜行う。

5. ネットワーク構築事業

(1) 全国被害者支援ネットワークと連携し活動を展開する。

(2) 大阪府警察・大阪府被害者支援会議・大阪弁護士会・大阪臨床心理士会等関係団体との連携を深める。

6. 広報事業

(1) ニュースレターを年に1回（春）発行する。

(2) センターの活動記録を収めた10周年記念誌を発行する。

(3) 電話相談、同行サービス等を行っていることをより広く一般に知つてもらうために、リーフレット等を有効に配布する。また、新たに名刺大のカードを作成し広く一般に配布する。

(4) 直接的支援に関する小冊子を発行する。

(5) 賛助会員や寄付を募るために、センターの活動をアピールするPR誌を作成し配布する。

II. その他の活動

1. 支援者養成事業

(1) 被害者支援員養成講座を実施する。

(2) 支援活動員の資質向上を目指し、支援者養成事業インターン研修、支援活動員研修、知識編研修を実施する。また、専門家によるアセスメントやスーパービジョンを実施。

(3) 全国被害者支援ネットワーク主催全国研修など、外部研修等への参加を行う。

2. 早期援助団体の指定に向けて

(1) 早期援助団体指定を目指し、犯罪被害相談員確保の準備を進める

(2) 早期援助団体指定を目指し、新たな活動拠点を確保する。